

第4回阿蘇市議会会議録

1. 令和5年5月29日 午前10時00分 招集
2. 令和5年5月29日 午前10時00分 開会
3. 令和5年5月29日 午前10時47分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	杉 谷 保 信	2 番	中 川 文 久
3 番	菊 池 勝 秀	4 番	竹 原 真理子
5 番	佐 藤 和 宏	6 番	佐 藤 菊 男
7 番	児 玉 正 孝	8 番	甲 斐 純一郎
9 番	立 石 昭 夫	10 番	竹 原 祐 一
11 番	園 田 浩 文	12 番	市 原 正
13 番	大 倉 幸 也	14 番	湯 浅 正 司
15 番	五 嶋 義 行	16 番	古 木 孝 宏
17 番	谷 崎 利 浩	18 番	菅 敏 徳

欠席議員

な し

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	和 田 一 彦
教 育 長	坂 梨 光 一	総 務 部 長	高 木 洋
市 民 部 長	宮 崎 隆	経 済 部 長	藤 田 浩 司
土 木 部 長	荒 木 仁	教 育 部 長	山 口 貴 生
阿蘇医療センター事務部長	村 山 健 一	総 務 課 長	和 田 直 也
福 祉 課 長	松 岡 幸 治	農 政 課 長	佐 伯 寛 文
建 設 課 長	中 本 知 己	企 画 財 政 課 長	廣 瀬 和 英
教 育 課 長	藤 井 栄 治	防 災 情 報 課 長	市 原 修 二
ほ け ん 課 長	小 山 隆 幸	観 光 課 長	秦 美 保 子
住 環 境 課 長	村 上 勇 一	税 務 課 長	上 村 美 博
内 牧 支 所 長	山 中 昭 人	市 民 課 長	森 永 智 保
健 康 増 進 課 長	山 内 る み	ま ち づ くり 課 長	石 松 昭 信
上 下 水 道 課 長	竹 原 昭 典	人 権 啓 発 課 長	井 野 秀 一
波 野 支 所 長	岩 下 勝 則	農 業 委 員 会 事 務 局 長	徳 永 稔

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山 本 繁 樹 議会事務局次長 塚 本 栄 治
書 記 山 本 悠 未

9. 議事日程

開会（開議）宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 令和5年第3回定例会で選任同意した固定資産評価審査委員会委員の紹介について

日程第4 諸般の報告について（議長）

日程第5 諸般の報告について（市長）

日程第6 提案理由の説明

午前10時00分 開会

1 開会宣言

○議長（菅 敏徳君） おはようございます。

令和5年第4回阿蘇市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日6月定例会が招集されましたところ、議員の皆様方には御壮健にて御出席賜り、御同慶の至りに存じます。誠にありがとうございます。今期定例会に提出されました諸議案につきましては、議員の皆様方の格別の御精励をいただき、慎重審議を尽くされ、議事運営につきましても特段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、現在、熊本地方は梅雨入りとまで至っておりませんが、議員各位におかれましては、いつ起きるやもしれない有事に備え、公助はもとより、地域の皆様が取り組む自助、お互いに助け合う共助を組み合わせた災害防止に御支援をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日の会議は全議員の出席であります。したがって、定足数に達しておりますので、令和5年第4回阿蘇市議会定例会をこれより開会いたします。

執行部出席者につきましては、お配りしています執行部出席者名簿のとおりであります。

それでは、議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（菅 敏徳君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

今期、定例会の会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定によりまして、5 番議員、佐藤和宏君、6 番議員、佐藤菊男君の兩名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 2「会期の決定について」を議題といたします。

会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） おはようございます。

5 月 22 日午前 10 時から議会運営委員会を開催し、本定例会の会期日程等について審議を行いましたので、その結果を報告いたします。

まず、今定例会の付議事件が専決処分の承認 10 件、繰越明許費、事故繰越し及び継続費の通次繰越しの報告 4 件、条例の一部改正 2 件、補正予算 5 件、業務委託契約の締結 1 件、人事案件 2 件、その他 2 件、計 26 件であります。会期につきましては、本日 5 月 29 日から 6 月 22 日までの 25 日間といたしました。日程表は、事前に議員各位に配付してあるとおりです。

次に、本定例会における議案等の審議方法です。専決処分の承認 10 件、報告 6 件、人事案件 2 件を除く 8 議案については、質疑の後、各常任委員会に付託することといたしました。なお、本会議での議案質疑の際、自己の所属する委員会に付託された案件についての質疑は御遠慮願います。

次に、一般質問の取扱いについてです。一般質問の通告期限は、6 月 5 日月曜日午後 5 時までといたしましたので、必ず期限までに提出をお願いいたします。

一般質問の要旨については、時間を有効活用するためにも、分かりやすく、具体的に記載をしていただきたいと思います。内容が陳情や単なる事務的なもの、直接原課、関係課に尋ねればすぐに回答が得られるような内容とならず、また当日は通告以外の質問を行わないようお願いをいたします。

また、執行部におかれましては、質問に対する確な答弁に努められますようお願いいたします。

一般質問の時間は、答弁を含め 45 分間としております。議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

次に、本定例会における感染症対策についてです。5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ 5 類へと移行しました。マスク着用は個人の判断に委ねるとされたことから同様の対応といたしますが、答弁台の亚克力板はそのままの設置といたします。また、議会傍聴につきましては、規定に定める入場者数 30 名でコロナ禍以前の対応に戻します。

次に、クールビズの実施についてです。阿蘇市議会においては、個々の事情により、また柔軟な働き方にも資する省エネ・CO₂対策を推奨すべき本年も夏の軽装、クールビズを進め、議場、委員会室ではスーツにノーネクタイといたしますが、過度な軽装とならないよう

お願いをいたします。期間は、全国市議会議長会が示す令和5年5月1日から9月30日までといたします。

最後に、本日の議会散会後は本議場におきまして全員協議会を開くことといたしましたので、御出席のほど、よろしくお願ひいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（菅 敏徳君） 会期日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定いたしました。

日程第3 令和5年第3回定例会で選任同意した固定資産評価審査委員会委員の紹介について

○議長（菅 敏徳君） 日程第3「令和5年第3回定例会で選任同意した固定資産評価審査委員会委員の紹介について」、先の定例会において固定資産評価審査委員会委員の選任同意をいたしました塚本武敏様、江藤龍二様に本日お越しいただいております。ここで御紹介を申し上げたいと思います。

それでは、御入場願ひます。

〔固定資産評価審査委員 入場〕

○議長（菅 敏徳君） 固定資産評価審査委員会委員に御就任されました塚本武敏様、自己紹介をお願いいたします。

○固定資産評価審査委員（塚本武敏君） おはようございます。ただ今、御紹介いただきました阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の塚本です。よろしくお願ひいたします。

○議長（菅 敏徳君） 同じく固定資産評価審査委員会委員に御就任されました江藤龍二様、自己紹介をお願いいたします。

○固定資産評価審査委員（江藤龍二君） 江藤です。よろしくお願ひします。

○議長（菅 敏徳君） 塚本様、江藤様におかれましては、御多用にもかかわらず、御出席いただきまして、誠にありがとうございました。今後とも健康に御留意され、御手腕を発揮されますよう御期待申し上げます。ありがとうございました。

〔固定資産評価審査委員 退席〕

日程第4 諸般の報告について（議長）

○議長（菅 敏徳君） 日程第4「諸般の報告」を行います。

議長の諸般の報告につきましては、配付いたしました別紙「報告書」を御覧ください。

まず、監査委員より令和5年2月分から3月分までの「例月出納検査報告書」及び「定期監査結果報告書」が提出されました。報告書は、事務局に保管していますので、御自由に閲覧ください。

次に、市議会議長会等の開催状況についてです。4月7日、阿蘇市町村議長会総会が阿蘇市内で開催され、令和4年度議長会歳入歳出決算の認定、統一地方選前の会長職務代理者の選任、令和5年度事業計画の審議、また、5月12日、2回目の阿蘇市町村議長会総会が熊本県阿蘇総合庁舎で開催され、統一地方選後の役員改選、令和5年度事業計画などの審議が行われ、すべて承認されました。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第5 諸般の報告について（市長）

○議長（菅 敏徳君） 日程第5、市長の「諸般の報告」を行います。

市長。

○市長（佐藤義興君） 議員の皆様、おはようございます。

さて、冒頭ですが、広報誌でも御周知させていただいておりますとおり、本年2月、本市において不適切な言葉を使った「部落差別発言」が発生しました。

今回、このような差別発言が発生したことは、「部落差別」はいまだ現存している差別であるという現実と、偏見や思い込みなど、いわれのない差別に対する理解や認識が十分に進んでいないという事実が浮き彫りになったものと考えています。本市としましても、今日まで同和問題も含め様々な人権研修を重ねてきましたが、今回の事件は、非常に悲しく、残念で残念でなりません。引き続き関係者の方々の御協力をいただきながら、さらなる人権研修を進め、研鑽を重ねてまいります。

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類相当感染症から5類感染症に引き下げられました。新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく国の基本対処方針に沿った要請等が終了したことで、市の新型コロナウイルス感染症対策本部を同日付けで解散、今後は自主的な感染対策を実施することが基本となりました。

これからの「アフターコロナ」が、市民の皆様にとって一層の安心と安定した暮らしとなるよう取り組んでまいります。市民各位、議員各位の御協力、御支援をよろしく願います。

それでは、令和5年第4回阿蘇市議会定例会開会にあたり、3月定例会以降の諸般の報告をします。

まず、総務部関係について報告します。

【総務課】

多様な市民ニーズ等に機動的かつ柔軟に対応し、より効率的で効果的な行政サービスを心がけ、4月1日付け人事異動を行い、新年度がスタートしました。

個人情報の適正な取扱いは、4月1日施行の個人情報保護法に基づき、全国的な規律統一が図られ、ガイドライン等に従って法による個人情報保護委員会の監視・監督下で、適切な運用が進められています。

【防災情報課】

令和5年3月23日、阿蘇山中岳噴火予報が噴火警戒レベル2（火口周辺規制）から噴火警

戒レベル1へ引き下げられました。

これを受け、阿蘇火山防災会議協議会は、現地の状況確認、施設点検を実施、同日13時から52日ぶりに火口立入規制を一部解除、火口見学を再開しました。

ゴールデンウィーク中は多くの観光客が訪れましたが、今後は、行動制限緩和に伴い、国内はもとより、訪日外国人観光客の増加も予想されます。

引き続き関係機関と連携の下、火山活動を注視し、登山者や観光客、地域住民の方々の安全安心を第一に、これからの出水期対応も含め取り組んでいきます。

【内牧支所・波野支所】

5月1日から内牧支所宿直状況は、マンパワーの確保が難しく、区長会への説明を経て夜間での機械警備を開始しました。やむなく電話等の問合せや火災発生に伴う消防本部からの緊急通報等は、本庁への転送にて対応しております。休日等の日中は、これまでどおり受託業者職員が常駐しています。また、波野支所宿直も同様の課題が生じており、市民の方々に不便を来さないよう対処していきます。

次に、市民部関係について報告します。

【人権啓発課】

本年4月1日から、本市は多様な性の在り方を認め、人権を尊重し、支え合い、生活しやすい社会環境を実現するため、「阿蘇市パートナーシップ宣誓制度」を設けました。

この制度は、行政・地域をはじめ、企業、団体が、性的マイノリティの方々の人権を尊重し、差別や偏見のない社会をつくるため、宣誓を行うことを推奨するものであり、今後も万全な取組となるよう、制度の充実に努めます。

【福祉課】

食料品等の物価高騰に直面し、影響を特に受けるひとり親世帯や住民税非課税の子育て世帯への国、県の特別給付金は、速やかに生活・暮らし支援となるよう、本日（5月29日）から給付を開始しました。

加えて、令和5年1月以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入と認められる子育て世帯についても、随時申請を受け付けています。

一方、令和5年住民税非課税世帯を対象に給付する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金は、基準日6月1日の税情報の確定を受け、速やかに給付作業を進めます。

今後も社会情勢等を把握しながら、対象世帯の支援に努めていきます。

【健康増進課】

新型コロナワクチン接種は、国の指示を踏まえ、5月8日から令和5年春接種を開始しました。

65歳以上の方・重症化リスクの高い方・医療従事者等を対象に、引き続き医療機関と連携しながら、円滑なワクチン接種を進めていきます。

若い世代が健康に関心を持ち、生活習慣病等を予防するために完全予約制で実施している「40歳代セット健診」は、本年度4年目で163人が受診予定です。

健診結果も保健師・管理栄養士が個別に説明、指導を行い、異常の有無だけでなく、将来

予測も踏まえた自身の健康状態に気づく機会としています。

引き続き市民皆様の健康増進に資するべく、時代に合った受診環境整備及び周知啓発に努めていきます。

次に、経済部関係について報告します。

【農政課】

本年作の水稻は、作付けがほぼ完了しています。

大麦も順調に収穫され、品質・収量いずれも良好です。

施設園芸では、アスパラガスは春先の天候に恵まれ、昨年と比べて出荷量も増えており、夏秋トマトは既に定植が終わり、来月から順調な出荷が期待されます。

阿蘇東部地域の農業は、合意形成が図られた地区を対象に、農地の営農条件改善の基礎調査を実施、事業導入に向けた計画策定準備を進めています。

大蘇ダム農業用水を利用した新たな営農体制構築に向け、地域の意見を拝聴し、引き続き地域との相互理解に努めていきます。

【観光課】

今年のゴールデンウィークは3年ぶり行動制限のない連休となり、阿蘇市内の観光地をはじめ、宿泊施設、飲食店など多くの場所で賑わいをみせました。入込数もほぼコロナ前に戻りつつあり、V字回復に向け、阿蘇の魅力ある資源を最大限発信、活用し、一層の周遊促進、観光消費額アップにつなげます。

火山活動の活発化で中断した阿蘇山上の二次避難休憩施設及び新見学エリア整備事業は、規制解除後速やかに工事を再開、この夏の供用開始に向け事業を進めています。

4月、神楽の定期公演を皮切りに官民による各種イベントが順次再開される中、9月2日、3日に開催する「大阿蘇元気ウォーク」は事前申込み期間が7月末までとなっています。

健康づくりのため、多くの市民の方々に参加をいただきたいと思います。

【まちづくり課】

アフターコロナやTSMCの進出等を踏まえ、今後外国人急増が見込まれ、外国人が住みやすい環境づくりを目的に阿蘇市多文化共生推進協議会を立ち上げました。協議会では、外国人による野焼きボランティア育成研修開催や定住促進による多言語総合パンフレットを作成、阿蘇市内観光施設の配布や市と協定している企業等への配布を予定しており、今後は市に在住する外国人を対象とした、やさしい日本語講座開設を計画しています。

令和4年度の「ふるさと応援寄附金」は2億1,763万8,000円（対前年比94%）で、物価高騰が続く中、全国的に生活必需品の返礼品に需要が集中する傾向にありました。本市は人気返礼品の供給不足解消の取組と、新たに店舗型ふるさと納税「ふるさとズ」を活用し、博多大丸デパートと連携、現地で寄附して直接返礼が受け取れる新たな手法を展開していきます。併せて、寄附金増につながる独自サイトを立ち上げ、本市魅力を積極的に発信していきます。

平成30年度から整備を進めてきた阿蘇神社周辺整備事業は、本年3月にほぼ完了、ゴールデンウィークは多くの観光客を迎えることができました。今後は、阿蘇神社楼門完成に合

わせ、地域のさらなる活性化と賑わい創出に向け復興記念イベント等の開催を検討していきます。

燃料費・原材料費等の高騰、生活必需品の相次ぐ値上げで家計の影響を考慮し、地域経済促進及び市民生活支援を目的とした対策を計画しており、関係機関と連携し早急な実施を目指します。

次に、土木部関係について報告します。

【建設課】

中九州横断道路「滝室坂トンネル」は、いよいよ6月18日に本坑貫通見込みとなりました。

また、覆工工事（トンネル掘削面をコンクリート覆う工事）も5月1日現在約64%の進捗にあり、開通に向け着々と進められています。

市道維持事業では、本年3月末に幹線道路、成川中通線（国道212～西岳川間約500メートル）の舗装改修工事が完了、本年度も引き続き幹線道路等の舗装に取り組みます。

河川維持事業では、梅雨時を控え宮原川堆積土砂の浚渫が完了、他河川も適時発注していきます。

次に、教育部関係について報告します。

【教育課】

新学期がスタートして2か月が経過しました。

それぞれの学校では、この3年間、児童生徒や保護者の皆様、市民の皆様の安全安心を第一に、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行いながら、慎重に学校教育活動を実施してきました。直近の5類感染症移行後に開催された小中学校の運動会や体育大会は、これまでの感染対策を行いつつ、保護者に限っては、参観について制限なし開催となり、各学校とも活気を取り戻しつつあります。

児童や保護者の皆様に大変不便をかけています阿蘇小体育館は、現地建て替え方向で進めており、本年度中の解体、来年度完成を目指しています。

アゼリア21は、検討委員会から答申が3月29日に出了されました。この答申を受け、関係者からなる庁内協議を進めており、市としての具体的方針を慎重に見極めてまいります。

次に、病院事業について報告します。

【阿蘇医療センター】

感染症指定医療機関として令和2年4月に1例目となるコロナ陽性患者入院以降、本年5月25日までに入院患者様191人の加療受入れをはじめ、発熱外来診療、ワクチン接種を行ってきました。

本年3月以降、当院の発熱外来受診者は、1日平均3人、また陽性者は4日に1人と少数で推移していましたが、5月以降、受診者が1日平均7人、1日に1人がコロナ陽性、2人がインフルエンザ陽性が確認されており、増加傾向にあります。

5類移行にあわせ、コロナ病床として9床の入院受入れを維持するとともに、これまで空床化していた4階病棟の一部は、4月10日から一般患者入院受入れを再開しています。ま

た、短時間での病棟面会も再開、5月8日から波野診療所も発熱外来診療を開始するなど、コロナ禍前の診療体制に徐々に戻しています。

医師の確保は4月に脳神経外科常勤医師1名を増員して迎えることができました。

また、需要の多かった皮膚科外来も非常勤医師1名を増員し診療日を増やすことができ、医療体制充実、医療の質向上に引き続き取り組んでいきます。

これからも阿蘇市及び阿蘇医療圏の政策医療並びに中核的医療を担う拠点病院として、地域医療確保に尽力していきます。

以上、6月定例会開会にあたっての諸般の報告とします。

以上でございます。

○議長（菅 敏徳君） 市長の諸般の報告が終わりました。

日程第6 提案理由の説明

○議長（菅 敏徳君） 日程第6、これより市長の「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） それでは、引き続きまして早速、令和5年第4回阿蘇市議会定例会提案理由の説明をさせていただきます。

承認第1号「専決処分した阿蘇市税条例の一部改正について」

本件は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、緊急に改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

承認第2号「専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」

本件は、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、緊急に改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

承認第3号「専決処分した令和4年度阿蘇市一般会計補正予算（第11号）について」

本件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

歳入では、地方交付税等を追加し、国庫支出金及び県支出金等を減額しております。

歳出では、各種事業の実績等に応じて、追加または減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ4億5,860万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を186億6,378万円といたしました。

承認第4号「専決処分した令和4年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第2号）について」

本件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

歳入では、阿蘇中岳火口見学再開による道路使用料を追加し、一般会計繰入金を減額しております。

歳出では、公園道路管理費を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 193 万円を減額し、歳入歳出予算総額を 6,850 万 3,000 円といたしました。

承認第 5 号「専決処分した令和 4 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について」

本件は、年度末の財源調整等に伴い、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

歳入では、市債を、歳出では、事業費を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 860 万円を減額し、歳入歳出予算総額を 5 億 2,741 万 8,000 円といたしました。

承認第 6 号「専決処分した令和 4 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について」

本件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

歳入では、国庫支出金を追加し、保険料、支払基金交付金、繰入金等を減額しております。

歳出では、保険給付費を追加し、総務費、基金積立金及び予備費を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 2,304 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 35 億 1,985 万 6,000 円といたしました。

承認第 7 号「専決処分した令和 4 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第 2 号）について」

本件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

歳出では、財政調整基金費を追加し、水道管理費を減額しております。

既定の予算の組替えのため、歳入歳出予算総額に変更はありません。

承認第 8 号「専決処分した令和 4 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 3 号）について」

本件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

歳出では、財政調整基金費を追加し、水道管理費及び予備費を減額しております。

既定の予算の組替えのため、歳入歳出予算総額に変更はありません。

承認第 9 号「専決処分した令和 5 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 1 号）について」

本件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

歳入では、国庫支出金及び市債を、歳出では、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金、子育て世帯生活支援特別給付金及び阿蘇山火口二次避難施設等整備工事等を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 2 億 3,417 万 7,000 円を追加し、

歳入歳出予算総額を 176 億 3,963 万 2,000 円といたしました。

承認第 10 号「専決処分した令和 5 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第 1 号）について」

本件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

歳入では、雑入を、歳出では、水道管理費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 1,060 万円を追加し、歳入歳出予算総額を 2,100 万 5,000 円といたしました。

報告第 2 号「令和 4 年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」

本件は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものであります。

報告第 3 号「令和 4 年度阿蘇市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」

本件は、事故繰越しに係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものであります。

報告第 4 号「令和 4 年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」

本件は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものであります。

報告第 5 号「令和 4 年度阿蘇市病院事業会計継続費繰越計算書の報告について」

本件は、地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、継続費の逐次繰越しを行ったので、同項の規定により継続費繰越計算書を調製し、報告するものであります。

議案第 50 号「阿蘇市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について」

本件は、熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 51 号「阿蘇市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正について」

本件は、個人情報の保護に関する法律第 89 条第 2 項の規定により納めなければならない手数料の額を無料とするため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 52 号「令和 5 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 2 号）について」

歳入では、国庫支出金及び県支出金等を追加し、繰入金を減額しております。

歳出では、地域振興緊急対策事業補助金及び阿蘇小学校屋内運動場等解体工事、サテライトオフィス事業等を追加し、職員の退職手当負担金等を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 3 億 1,704 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 179 億 5,667 万 7,000 円といたしました。

議案第 53 号「令和 5 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」

歳入では、県支出金を追加し、繰入金を減額しております。

歳出では、総務費を減額し、保健事業費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 50 万 5,000 円を減額し、歳入

歳出予算総額を 35 億 6,287 万 6,000 円といたしました。

議案第 54 号「令和 5 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」

歳入では、繰入金を、歳出では、総務費を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 350 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 34 億 6,176 万 3,000 円といたしました。

議案第 55 号「令和 5 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について」

歳入では、繰入金を、歳出では、総務費を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 190 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 5 億 3,131 万 4,000 円といたしました。

議案第 56 号「令和 5 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 1 号）について」

歳入では、繰入金を、歳出では、委員会費及び予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 29 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 1,845 万 6,000 円といたしました。

議案第 57 号「業務委託契約の締結について」

本件は、お知らせ端末更新業務について、業務の委託契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

同意第 4 号「阿蘇市農業委員会委員の任命について」

本件は、阿蘇市農業委員会委員の任期満了（令和 5 年 7 月 19 日）に伴い、委員を任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

諮問第 1 号「人権擁護委員候補者の推薦について」

本件は、人権擁護委員の任期満了（令和 5 年 9 月 30 日）に伴い、人権擁護委員の候補者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

報告第 6 号「株式会社 A S O ワークネットの経営状況を説明する書類の提出について」

本件は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、株式会社 A S O ワークネットの経営状況を説明する書類を提出するものであります。

報告第 7 号「一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について」

本件は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類を提出するものであります。

以上、議案 26 件（承認 10 件、報告 6 件、条例 2 件、予算 5 件、同意 1 件、諮問 1 件、その他 1 件）を本日上程いたしますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（菅 敏徳君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

この後、10時55分から全員協議会を開催します。本議場にて全員協議会を行いますので、
よろしく願いいたします。

午前10時47分 散会